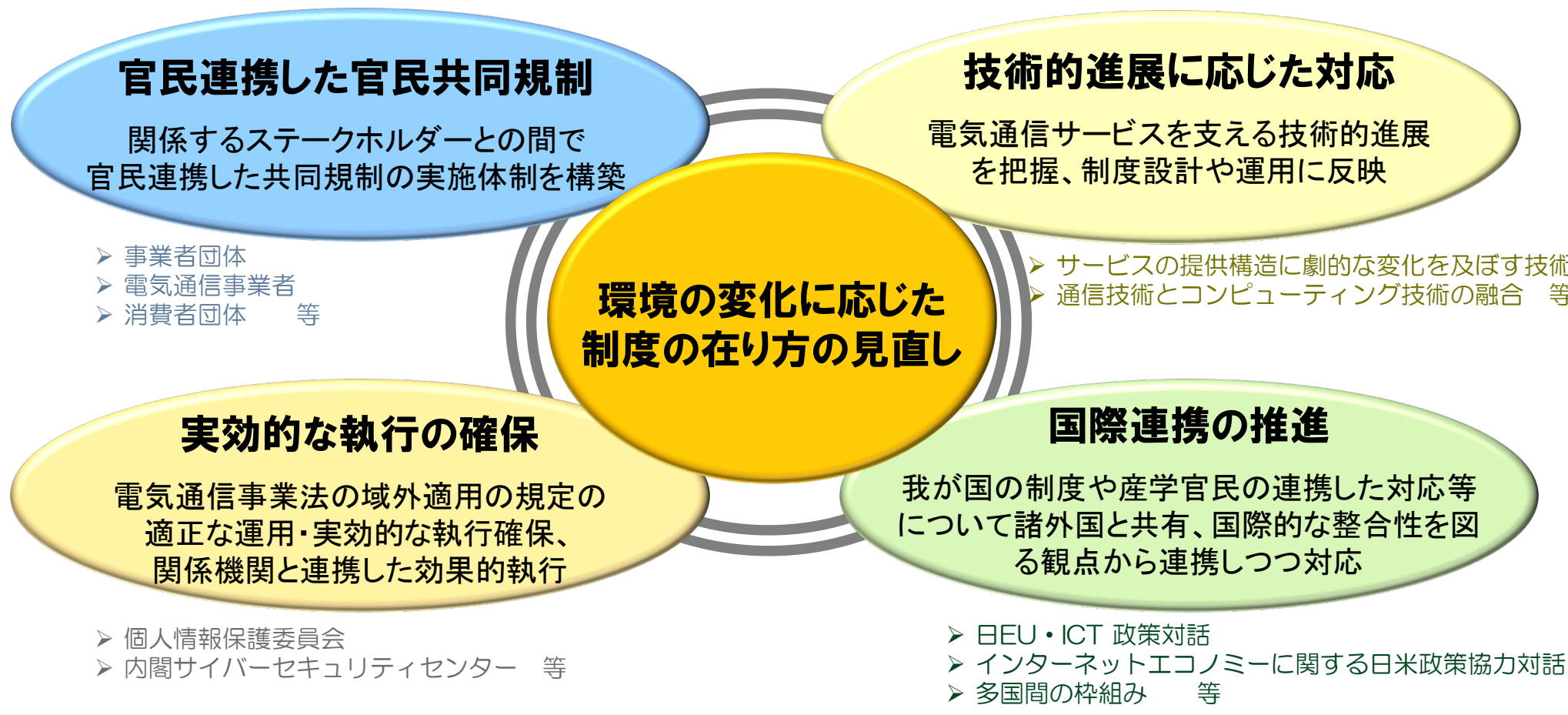


電気通信事業のガバナンス強化に向けた 今後の官民連携の進め方について

令和4年4月15日
電気通信事業ガバナンス検討会
事務局

- 電気通信事業は、情報通信分野を始め様々な分野における革新的なイノベーションを促進するための不可欠な事業である。
- デジタル技術の導入による革新的なサービスの提供や社会のDXを促進する観点から、引き続き、利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保していくことが必要。



- 電気通信事業者における利用者情報の適正な取扱い等に係る規律の詳細について検討を行う場合は、電気通信事業ガバナンス検討会の下に、**特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG(仮称)を開催**してはどうか。
- 検討事項についてWGで議論の上、電気通信事業ガバナンス検討会へ報告(※)することとしてはどうか。
(※審議会諮問事項は、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会へ諮問)

1. WGの主な検討事項

- 大規模電気通信事業者に対する利用者情報の適正な取扱いに係る規律の詳細
 - ・ 利用者情報の取扱いに関する取扱規程、取扱方針に係る規律の詳細
 - ・ 利用者情報の取扱いに関する評価、統括責任者に係る規律の詳細
 - ・ 検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務の詳細 等

2. 体制

- 右表のとおり
- 構成員は学識経験者で構成。関係団体として事業者団体、経済団体、消費者団体から参加頂く予定

3. 開催予定

- 法案成立後、速やかに開催(※事前準備会合も、必要に応じ検討)
- 夏頃中間とりまとめを行い、年内に規律の詳細決定を目指す

■ 構成員(案)

主査	大橋 弘 東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
構成員	相田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
構成員	落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
構成員	沢田 登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
構成員	森 亮二 英知法律事務所弁護士

- ※ 1 その他、事業者団体、経済団体、消費者団体が関係団体として参加
- ※ 2 内閣官房国家安全保障局、NISC、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁がオブザーバ参加

- ✓ 令和4年改正電気通信事業法案においては、ガバナンス強化として下記4つの規律が規定されている。
- ✓ これまでの経緯を踏まえ、下記4つの規律を検討する場合は、各々右記に記載の場で議論を進めることにより、官民連携を確保してはどうか。本検討会では各検討の進捗状況を把握することとしてはどうか。

1. 大規模な電気通信事業者(例：利用者数1000万人以上)における対応

- ・利用者情報の取扱いに関する**取扱規程の策定・届出、取扱方針の策定・公表**
(記載事項例：安全管理の方法等)
- ・利用者情報の取扱いに関する**自己評価**、取扱規程・取扱方針への反映
- ・利用者情報の**統括責任者**の選任・届出、職務遂行義務
- ・新たに**検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務**を届出対象にする

○検討・官民連携：
**電気通信事業ガバナンス検討会
特定利用者情報の適正な取扱いに関する
WG (仮称)**

2. 利用者の情報の外部送信(電気通信事業者等※における対応)

- ・利用者に電気通信サービスを提供する際に、**情報を外部送信**する指令を与える
電気通信を送信する場合、**確認の機会を付与**

※ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)を営む者を含む。利用の状況からみて利用者を与える影響が少なくない者に限る。

○検討・官民連携：
**プラットフォームサービスに関する研究会
プラットフォームサービスに係る利用者情報の
取扱いに関するWG**

3. 事業者間連携によるサイバー攻撃対策

- ・これまではサイバー攻撃の発生後に限られていた**ISP間の情報共有や分析をサイバー攻撃の発生前にも実施できるようにするための環境を整備**

○検討・官民連携：
**認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃
対処協会 (ICT-ISAC)**

4. 重大事故等のおそれのある事態の報告等

- ・これまでの重大事故等が生じた際の遅滞のない報告に加え、**重大事故等のおそれのある事態に関する報告制度の整備**、設備の多様化に対応した規律の見直し

○検討・官民連携：
**情報通信審議会 情報通信技術分科会
IPネットワーク設備委員会**

規律の対象者

- 内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして**総務省令で定める電気通信役務**を提供する電気通信事業者（※ 1）として、**総務省令で定めるところにより**、総務大臣が指定した電気通信事業者

※ 1 電気通信回線設備を設置することなく、次の電気通信役務を提供する者として、総務大臣が**総務省令で定めるところにより**指定する者により提供される電気通信事業を含む。

- ・ 検索情報電気通信役務：入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**
- ・ 媒介相当電気通信役務：その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

規律の対象となる情報（特定利用者情報）

- 利用者（※ 2）に関する情報のうち、①通信の秘密に該当する情報、②契約等する利用者を識別することができる情報であって**総務省令で定めるもの**。

※ 2 電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他**これに準ずる者として総務省令で定める者**

規律の内容

(1) 情報取扱規程

- 総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いに係る「情報取扱規程」(※3)を定め、届け出なければならない。
※3 安全管理、委託先の監督、情報取扱方針、評価に関する事項、その他総務省令で定める事項を記載。

(2) 情報取扱方針

- 総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いに係る「情報取扱方針」(※4)を定め、公表しなければならない。
※4 取得する特定利用者情報の内容、利用の目的・方法、安全管理の方法、苦情等の連絡先、その他総務省令で定める事項を記載。

(3) 評価・反映

- 総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況の自己評価を行うとともに、その結果を「情報取扱規程」や「情報取扱方針」に反映しなければならない。

(4) 情報統括管理者

- 総務省令で定めるところにより、「特定利用者情報統括管理者」(※5)の選任をしなければならない。
※5 管理的地位にあり、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者から選任
- 選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(5) 事故報告

- 通信の秘密の漏えい及び特定利用者情報であって総務省令で定めるものの漏えい時には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

- 一 通信の秘密に該当する情報
- 二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く）

(情報取扱規程)

第二十七条の六 前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程（以下「情報取扱規程」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

- 一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項
- 二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項
- 三 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項
- 四 第二十七条の九の規定による評価に関する事項
- 五 その他総務省令で定める事項

2 前条の規定により指定された電気通信事業者は、情報取扱規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

(情報取扱規程の変更命令等)

第二十七条の七 総務大臣は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者が前条各項の規定により届け出た情報取扱規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が情報取扱規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を保護するために必要な限度において、情報取扱規程を遵守すべきことを命ずることができる。

(情報取扱方針)

第二十七条の八 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

- 一 取得する特定利用者情報の内容に関する事項
- 二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項
- 三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項
- 四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項
- 五 その他総務省令で定める事項

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、情報取扱方針を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定利用者情報の取扱い状況の評価等)

第二十七条の九 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、前項の規定による評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならない。

(特定利用者情報統括管理者)

第二十七条の十 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(特定利用者情報統括管理者等の義務)

第二十七条の十一 特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、利用者の利益の保護に関し、特定利用者情報統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ その他総務省令で定める重大な事故

(適用除外等)

第百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一・二 (略)

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

イ (略)

ロ 検索情報電気通信役務

ハ 媒介相当電気通信役務

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 検索情報電気通信役務 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

五 媒介相当電気通信役務 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第二十七条の十二、第二十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百五十七条の二、第百六十六条第一項、第百六十七条の二、第百八十六条（第三号中第二十九条第二項に係る部分に限る。）及び第百八十八条（第十七号中第百六十六条第一項に係る部分に限る。）の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。